

第46号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構第3期中期計画の変更の認可について

目次	ページ
1 地方独立行政法人の中期計画について	1
2 地方独立行政法人長崎市立病院機構第3期中期計画の変更について	2
参 考	
現在の地方独立行政法人長崎市立病院機構第3期中期計画	5

市民健康部

令和3年2月



1 地方独立行政法人の中期計画について

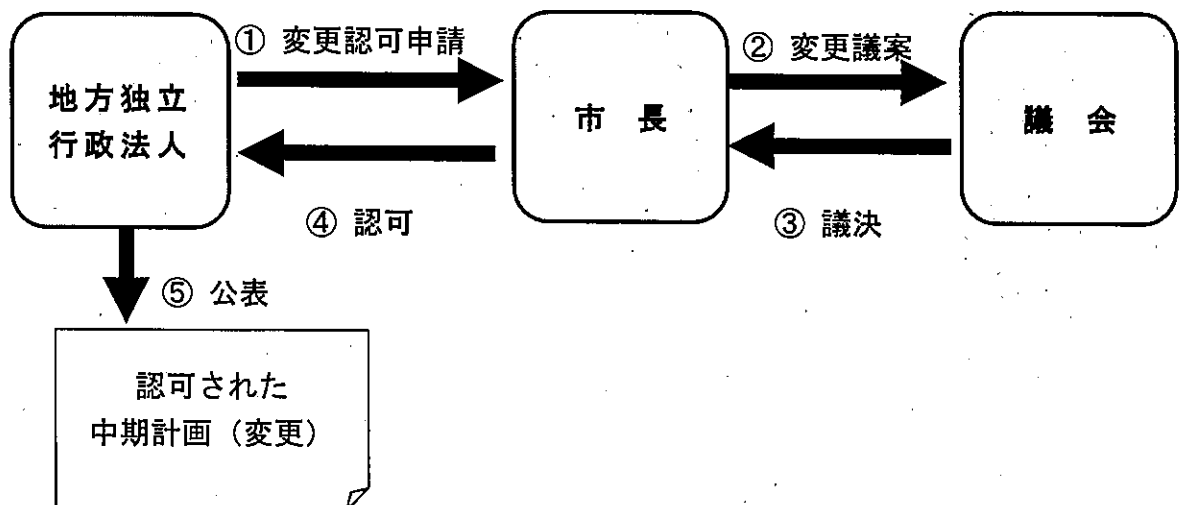
(1) 中期計画の意義

中期計画は、市長から指示された業務運営の目標(以下「中期目標」という。)を達成するための具体的計画であり、地方独立行政法人は、自ら定めたその計画に従い、自主性及び自律性をもって業務を実施する。

(2) 中期計画の記載事項 《地方独立行政法人法(以下「法」という。)第26条第2項》

- ア 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- イ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ウ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- エ 短期借入金の限度額
- オ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- カ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- キ 剰余金の使途
- ク 料金に関する事項 《法第83条第2項》
- ケ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
《長崎市地方独立行政法人法施行細則第5条》
 - (ア) 施設及び設備に関する計画
 - (イ) 中期目標の期間を超える債務負担
 - (ウ) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
 - (エ) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(3) 中期計画の認可(変更含む。)に係る手続き



2 地方独立行政法人長崎市立病院機構第3期中期計画の変更について

(1) 概要

地方独立行政法人長崎市立病院機構が長崎ホスピタルパートナーズ株式会社と締結している長崎市新市立病院整備運営事業事業契約において、物価変動に伴うサービス対価の改定により、契約変更を行う必要が生じたこと等から、中期計画の「第11の2 中期目標の期間を超える債務負担」の「ウ 新病院整備等事業」に定める額を変更するもの。

(2) 第3期中期計画の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 中期計画の変更内容

ア 物価変動に伴うサービス対価の改定による事業費の増額

契約書において、対価を構成する各費用相当額の物価変動割合が3%を超えた場合に改定することとなっているが、今回の改定は、各費用相当額のうち、建築物等保守管理業務費相当額及び駐車場等保守管理業務費相当額が3.2%増、保安警備業務費相当額が4.1%増の変動となったため、当該相当額を増額するもの。

イ 所要の整備

新病院整備等事業については、これまで建設工事の契約の変更に伴い、中期計画に定める事業費の額の変更を行っていたが、建設工事完了後の事業費の変更は、主に契約書に規定された「物価変動等に伴うサービス対価の改定」に基づくものであることから、事業費の額に「物価等変動額を反映させた額」の記載を追記するもの。

なお、物価等変動による変更以外の契約の変更については、これまでどおり中期計画の変更を行う。

【変更前】

(単位：百万円)

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
新病院整備 等事業	令和2年度から 令和12年度まで	1,496	2,738	4,234

(注)事業期間は、中期目標期間以後の分について記載している。



【変更後】

(5百万円増) (13百万円増) (18百万円増)

	事業期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
新病院整備 等事業	令和2年度から 令和12年度まで	1,501百万円に長崎市新市立病院整備運営事業事業契約書第96条の規定に基づく物価変動等に伴うサービス対価の改定(令和3年4月以降のものに限る。)による変動額(以下「物価等変動額」という。)を反映させた額	2,751百万円に物価等変動額を反映させた額	4,252百万円に物価等変動額を反映させた額

(注)事業期間は、中期目標期間以後の分について記載している。

【参考 1】

○ 長崎市新市立病院整備運営事業事業契約書（抜粋）

（サービス対価の改定）

第 96 条 サービス対価の改定は、別紙 12 の記載に従い行う。

別紙 12

4 物価変動等に伴うサービス対価の改定

サービス対価を構成する各費用のうち、施設整備業務費相当額以外の費用に関して、それぞれの支払い期間にわたり、以下のとおり、支払額の改定を行う。

改定に当たっては、初年度の支払い予定額を基準に、毎事業年度 1 回、以下に示す各参照指標の対前々年度比の変動率を勘案して設定した改定率（以下「改定率」という。）を乗じ、翌年度以降のサービス対価の支払額に反映させる。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

サービス対価改定における対価の構成

対価の構成	
統括マネジメント業務費相当額	個別業務のマネジメント業務費相当額 エネルギーマネジメント業務費相当額
施設維持管理業務費相当額	<u>建築物等保守管理業務費相当額</u> <u>駐車場等保守管理業務費相当額</u> 建築設備保守管理業務費相当額 清掃業務（植栽管理業務を含む。）費相当額 <u>保安警備業務費相当額</u>

※ 契約書 別紙において、改定に当たっては、各費用相当額ごとに算定し、変動割合が、前々年度比 3% を超える場合のみ改定を行うこととしている。

【参考 2】根拠条文

○ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）抜粋 （中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (4) の 2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3～4 （略）

（料金及び中期計画の特例）

第 83 条（略）

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第 26 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 長崎市地方独立行政法人法施行細則（平成 24 年規則第 26 号）抜粋

（中期計画の記載事項）

第 5 条 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 中期目標の期間を超える債務負担
- (3) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

【参考 3】 現在の地方独立行政法人長崎市立病院機構第3期中期計画

地方独立行政法人長崎市立病院機構は、市長の指示である第3期中期目標に掲げられた4つの使命をはじめとする目標を達成し、効率的・効果的な病院経営を推進するため、次のとおり中期計画を定めるものとする。

第1 中期計画の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療機能

(1) 目指す医療

ア 救急医療

救命救急センターを安定的に運営するため、救急医を継続的に配置するとともに、院内の連携強化等により24時間365日の受入体制を堅持し、救急搬送応需率を向上させる。

また、長崎市の救急医療体制の充実に寄与するため、行政及び地域の医療機関等と連携し、救命救急センターとしての役割を構築する。

さらに、研修医や救急救命士等への教育を実施する場として、救急医療に携わる人材の育成を行う。

【目標値】

指 標	平成30年度実績	令和5年度目標
救急搬送応需率	88.8%	前年度より向上

【参考値】

指 標	平成30年度実績
蘇生・緊急レベル患者の受入件数	1,831件
救急救命士研修受入件数	13件
救急車搬送のうち当院へ搬送された患者の割合 (長崎医療圏内)	18.5%

イ 高度・急性期医療

3大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）等をはじめとした高度・急性期医療については、日進月歩で発展している医療技術に対応し、より身体的負担の少ない処置や検査を充実させ、高水準かつ専門的な医療の提供を行う。

また、関係機関との連携及び役割分担を行いながら、高度・急性期医療における地域の中核的役割を担う。

○ がん

がん治療については、各種診療ガイドラインに則った高水準な診療を引き続き提

供する。

また、地域がん診療連携拠点病院として、外科療法、放射線治療、薬物療法等の様々な治療法を組み合わせる行う集学的治療を提供するとともに、地域の関係機関と連携しながら、がんに関する相談、情報の提供等を行う。

○ 心疾患

心疾患については、引き続き24時間365日の受入体制を維持し、各種診療ガイドラインに則った高水準な診療を提供する。

また、栄養指導やリハビリテーション等の多職種が連携し、再発予防や社会復帰を目指した支援を行う。

○ 脳血管疾患

脳血管疾患については、長崎医療圏の地域脳卒中センターとして、脳卒中を発症した患者に対し、24時間365日の受入体制を維持する。

また、後遺症を軽減するため、早期にリハビリテーションを開始し、地域の関係機関と連携して社会復帰を支援する。

【参考値】

項目	指標	平成30年度実績
全体	胸腔・腹腔鏡下手術件数	702件
	全身麻酔件数	1,871件
	CT撮影件数	17,702件
	MRI撮影件数	7,014件
がん (地域がん診療連携拠点病院の指定要件)	悪性腫瘍の手術件数	715件 (400件以上)
	放射線治療延べ患者数	358人 (200人以上)
	がんに係る薬物療法延べ患者数	1,012人 (1,000人以上)
	緩和ケアチームの新規介入患者数	249人 (50人以上)
心疾患	緊急カテーテル治療・検査件数	161件
脳血管疾患	血栓溶解療法(t-PA)件数	34件
	早期リハビリテーション実施患者数	491人
	経皮的脳血栓回収術件数	19件

(注1) がんの指標は、平成30年(暦年)の実績

(注2) 血栓溶解療法(t-PA)：血管に詰まった血栓を溶かし、再び血液が流れるようにする薬を用いて治療する方法

(注3) 経皮的脳血栓回収術：脳血管内にカテーテルを用いて、特殊な器材を挿入し、詰まっている血栓を取り除く手術

ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、総合周産期母子医療センターや地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、ハイリスク出産や32週未満の新生児・低出生体重児への対応も行う。

また、小児・周産期医療を担う医療スタッフ及び地域の医療関係者に対し、技術指導や講演会を実施する等の人材育成に取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の充実に寄与する。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
分娩件数	317 件
NICU 新入院患者数	175 人
32 週未満新生児数	9 人
母体搬送受入数	120 人
極低出生体重児数 (1,500g 未満)	7 人

エ 政策医療

結核及び感染症医療については、第二種感染症指定医療機関としての役割を引き続き維持し、感染症発生時においては、速やかな患者受入れや感染拡大防止に努める。

災害発生時には、災害拠点病院として行政や関係医療機関との連携を図り、医療救護活動を実施するとともに、平常時においてもマニュアルの整備や訓練等に積極的に取り組む。

また、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、長崎DMAT（災害派遣医療チーム）を被災地に派遣する等、医療救護活動を実施する。さらに、透析医療についても引き続き実施する。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
二類感染症入院患者数（結核除く。）	0 人
結核延べ入院患者数	938 人
透析延べ入院患者数	1,774 人
透析延べ外来患者数	9,375 人
災害訓練の実施回数	年 1 回
長崎 DMAT チーム数	1 チーム

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域の医療機関と連携強化を行うため、地域医療連携ネットワークシステムの活用を充実させる等、患者情報の共有を図る。

また、医療機器の共同利用や研修会の実施等を積極的に行い、地域医療支援

病院としての役割を果たす。

地域包括ケアシステムの中で、在宅医療や在宅介護につなげるため、関係機関とのケアプランの作成及び見直しにおける情報交換や看護指導を行う等、連携を強化する。

さらに、地域医療構想を踏まえ、地域の関係機関と協議を行い、医療需要に即した地域の医療機関との役割分担、機能分化や連携に向け、診療体制の見直しや必要な病床数の検討等を積極的に進める。

【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
紹介率 (地域医療支援病院)	75.8%	前年度を維持 (65%以上)
逆紹介率 (地域医療支援病院)	131.8%	前年度を維持 (40%以上)

(注 1) 紹介率 : 紹介患者数 / 初診患者数 × 100

(注 2) 逆紹介率 : 逆紹介患者数 / 初診患者数 × 100

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
地域医療講演会開催回数	23 回
地域医療講演会参加人数	589 人
医療福祉相談件数	4,193 件

(3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制

ア 多職種連携によるチーム医療の推進

多角的な視点をもって患者の治療方針の検討や患者が抱える多様な問題の解決、施設環境の整備を行うため、多職種によるチームの編成やカンファレンス、院内ラウンドチェック等のチームでの活動を充実し、専門性を活かした質の高い医療を提供する。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
栄養サポートチーム (NST) 介入患者数	254 人
感染対策チーム (ICT) 回診回数	週 1 回
褥瘡対策チーム介入患者数	135 人
緩和ケアチーム介入患者数	247 人
認知症ケアチーム介入患者数	375 人

イ 医療安全対策の徹底

医療安全管理に関する委員会及び各所属のリスクマネージャーを中心と

して、ヒヤリハット事例の報告体制を強化するとともに、事例の分析や対策を進めることで安全対策の徹底を図る。

また、全職員の医療安全研修会受講等、職員の医療安全に対する意識向上に努める。

リスクマネージャーを通じた情報提供や定期的な院内ラウンドチェック及び複数の医療機関との医療安全対策に関する相互評価を行う。

医薬品については、在庫管理の徹底及び医療機器の安全管理のチェック体制の強化や安全器材の導入、研修会等を行う。

【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
医療安全研修会受講率	97.7%	100.0%
リスクマネージャー会議開催回数	12 回	12 回

ウ 院内感染防止対策の徹底

感染制御センター、院内感染に関する対策委員会及び院内感染防止対策チームを中心とした活動を行うとともに、全職員の院内感染対策研修会受講等、感染制御に対する職員の意識向上に努める。

引き続き定期的な院内ラウンドチェックを実施し、また、複数の医療機関との感染防止対策に関する相互評価を行う等、院内感染の未然防止に努める。

【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
院内感染防止対策研修会受講率	98.9%	100.0%

2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供

(1) 患者中心の医療の提供

患者・家族に寄り添い、様々な不安やニーズ、家庭・生活環境を考慮したインフォームド・コンセントの徹底を図るため、アドバンス・ケア・プランニングも含めた意思決定に関する研修会等を実施する。

また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、セカンドオピニオンの要望にも適切に対応するとともに、医療相談や就労支援等、患者中心の医療の提供を行う。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
インフォームド・コンセントやアドバンス・ケア・プランニングの研修会開催回数	未実施
セカンドオピニオン対応患者数	18 人

(注) アドバンス・ケア・プランニング：将来の意思決定能力の低下に備えて、患者・家族と具体的な治療・療養について話し合うこと

(2) 患者の満足度向上

患者の満足度を向上させるため、患者アンケートや意見箱等により患者ニーズを把握し、客観的な分析及び必要な改善を行う。

あいさつの励行や接遇研修を充実させることにより接遇向上に努める。

また、ボランティアスタッフの多種多様な活動の場を設け、定期的に情報共有し、問題点等については関係委員会・部署と共有を図り改善することで患者サービスの向上を図る。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
退院患者の総合的満足度（アンケート調査による）	86.8%
外来患者の総合的満足度（アンケート調査による）	未実施

(3) 患者・住民への適切な情報発信

病院の役割や機能、経営状況、各疾患の治療内容、健康増進のための啓発等の住民・患者に必要な情報を、情報誌やホームページ、講座等を通じて効果的に発信する。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
情報誌発行回数	9 回
住民向け講演会開催回数	28 回

(4) 外国人への医療の提供

訪日外国人や在留外国人が安心して医療を受けられるよう、通訳体制や案内表示、リーフレット等の翻訳の充実を図り、外国人患者の受入拠点としての体制を整備する。

【参考値】

指 標		平成 30 年度実績
外国人患者数	延べ入院患者数 () 内実数	140 (13) 人
	延べ外来患者数 () 内実数	144 (112) 人

3 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、内部統制統括者及び内部統制部門を中心としたモニタリング等を徹底することで、適正な業務運営を行う。

また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、市の条例等に基づいた対応に加え、厚生労働省が示している医療機関に対する各種ガイドライン等にも適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善

地域の医療環境や医療需要を分析し、医療機能や経営状況に応じた効果的な戦略を立案し、その戦略に基づき各部門において目標を定める。

また、その進捗管理や効果の検証を行い、改善に向けた取り組みを行うことで、PDCAサイクルの徹底を図る。

さらに、各活動に対するPDCAサイクルによる管理の有効性について、内部統制の運用によりモニタリングしていくことで効果的な業務運営を推進していく。

2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり

(1) 適正配置と人材評価

ア 医療スタッフの適正配置

地域の中核的な病院として、救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療についての機能を果たすために、病院経営や労働環境を考慮した人員配置を計画的に行う。

【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
重症患者への集中的管理体制充実 (特定集中治療管理料 3)	—	取得及び維持
新生児への治療管理体制充実 (新生児特定集中治療管理料 1)	—	取得及び維持
医師の負担軽減のための体制充実 (医師事務作業補助体制加算 2(15 対 1))	—	取得及び維持

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
医師数	100 人
看護職員数	540 人
医療技術員数	151 人

(注) 平成 31 年 3 月 31 日現在の休職者を含む在職者数 (再任用短時間勤務職員、嘱託員を含む。)

イ 適正な人材評価制度の活用

職員の業績・能力を公正かつ適正に評価するため、人事評価に係る研修の充実を図るとともに、人事評価と連動した人事制度、給与制度を整備し、職員の意欲や、専門性の向上を図る。

ウ 職員の満足度向上

タスクシフティングや業務の効率化、多様な働き方の検討等を行い、働き

方改革関連法に則った働き方改革及び職員のワークライフバランスを推進する。

また、産業保健スタッフによる健康相談の実施や休暇制度の利用促進等、職員の満足度向上に努める。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
正規職員 1 人あたり平均有給休暇取得日数	9.23 日
職員の健康相談件数	85 件

(注) 正規職員 1 人あたり平均有給休暇取得日数は、平成 30 年 (暦年) 実績

(2) 計画的な人材育成

ア 医療スタッフの専門性向上

医療における研究や治験を引き続き実施するとともに、医療スタッフの専門性を向上させるため、職種に応じた体系的な院内研修を積極的に実施し、院外研修や学会発表についても支援を行う。

また、臨床研修病院として、初期研修医に対して助言・指導を行うメンター制度の導入や専攻医に対するプログラムを策定し、若手医師に対する教育を充実させる。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
治験実施件数	11 件
製造販売後調査件数	17 件
臨床研究件数	38 件
学会・研修会参加件数	730 件

イ 事務職員の専門性向上

医療制度や診療報酬についての知識を深め、経営改善を進めていくことの出来る職員の確保や育成を行う。

また、職員の育成においては、学会・研修会の参加、他施設への研修派遣及び体系的な部門別・テーマ別研修の実施や幅広い知識と経験を培うための所属間の人事異動を行う。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
学会・研修会参加件数	59 件

ウ 資格取得等に対する支援

年々変化する医療情勢や診療報酬改定にいち早く対応し、また、診療機能

の充実、医療の質及び専門性の向上を図るため、人材育成計画を策定し、必要な資格取得に対して支援を行う。

【参考値】

指 標	平成 30 年度実績
資格取得支援数	3 件
奨学金貸与制度利用者数	1 人

第 4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 財務改善に向けた取組み

安定的かつ持続可能な経営基盤の確立を目指し、将来の医療需要や患者の受療行動等の分析を行いながら、必要とされる投資・費用を見据え、中長期的な計画に沿った業務運営を行う。

また、随時経営状況の分析を行いながらP D C Aサイクルを徹底し、常に目標達成に向けた進捗状況を確認しながら一層の経営改善を図る。

さらに、病床稼働率の向上や新たな施設基準の取得により収入を増加させるとともに、人員の適正配置や給与体系の見直しを含めた給与費比率の抑制に努め、材料費の価格交渉や委託内容の見直しを行う等、費用縮減にも取り組みながら、毎年度の黒字化を達成し、累積欠損金の計画的縮減を行う。

【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
経常収支比率	101.4%	103.2%
給与費比率	54.3%	52.2%
材料費比率	24.7%	24.7%
経費比率	12.8%	13.0%
累積欠損金	2,100 百万円	1,374 百万円

(注 1) 経常収支比率：(経常収益/経常費用) × 100

(注 2) 給与費比率：(給与費/医業収益) × 100

(注 3) 材料費比率：(材料費/医業収益) × 100

(注 4) 経費比率：(経費/医業収益) × 100

※ (注 2) ~ (注 4) の医業収益には運営費負担金を含む

(2) 安定的な資金確保に向けた取組み

毎年度の収支計画においては、病床稼働率の目標達成や新たな施設基準の取得等による収入増を図り、資金の増加につながる一定の黒字額を確保するとともに、資金状況を常に把握しながら適切な運用を行う。

また、医療制度改革や診療報酬制度の改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応するため、セミナー等の参加や受療行動の分析等を含め院内外の最新の情報収集を行い、収入確保に努める。

個人未収金については、発生防止を徹底するとともに、早期回収に向け確実に取り組む。

【目標値】

指 標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
期末資金残高	658 百万円	1,674 百万円

(注) 年度末未払金を差し引いた実質残高

(3) 計画的な施設及び医療機器等の整備

施設及び医療機器の整備については、その費用対効果、地域の医療ニーズ、患者動向、地域の医療機関の動向等の情報収集を行い、また、経営状況、医療機器に係る減価償却費や償還額の推移等を総合的に鑑みた整備計画を立てる。

また、医療機器等の導入後は使用状況等の調査を行い、収益性や効果について検証し、適正な運用を図る。

さらに、地域の医療需要の変化や医療技術の進展等の環境の変化に対応しながら、必要に応じて適宜計画の見直し・課題の改善を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 PFI事業者との連携による事業の円滑な推進

PFI事業者と連携を図り、施設の適正な維持・管理に努めるとともに、長期的な視点を持って事業の円滑な推進を図る。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円、金額は税込）

区 分	金 額
収入	60,826
営業収益	57,455
医業収益	54,869
運営費負担金収益	2,406
補助金等収益	180
営業外収益	718
運営費負担金収益	149
その他営業外収益	569
資本収入	2,653
運営費負担金	1,447
長期借入金	1,206
その他資本収入	0
その他の収入	0
支出	59,578
営業費用	54,569
医業費用	54,569
給与費	30,520
材料費	15,646
経費	8,088
その他	315
営業外費用	510
資本支出	4,499
建設改良費	1,206
償還金	3,221
その他資本支出	72
その他の支出	0

（注1）期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与制度改定及び物価変動等の影響は考慮していない。

（注2）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

【人件費の見積り】

期間中総額30,520百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に対する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円、金額は税抜）

区 分	金 額
収益の部	60,127
営業収益	59,368
医業収益	54,761
運営費負担金収益	2,406
補助金等収益	180
資産見返負債戻入	2,021
営業外収益	669
運営費負担金収益	149
その他営業外収益	520
臨時利益	90
費用の部	58,894
営業費用	58,028
医業費用	55,904
給与費	30,305
材料費	14,223
経費	7,326
減価償却費	3,757
その他	293
控除対象外消費税等	2,124
営業外費用	818
臨時損失	48
純利益	1,233
目的積立金取崩額	0
総利益	1,233

（注1）期間中の診療報酬改定、消費税率改定等の税制改正、給与制度改定及び物価変動等の影響は考慮していない。

（注2）減価償却費3,757百万円には、資産見返負債戻入相当額2,021百万円を含む。

（注3）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

3 資金計画（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円、金額は税込）

区 分	金 額
資金収入	61,647
業務活動による収入	58,173
診療業務による収入	54,869
運営費負担金による収入	2,555
その他の営業活動による収入	749
投資活動による収入	1,447
運営費負担金による収入	1,447
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,206
長期借入れによる収入	1,206
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	821
資金支出	61,647
業務活動による支出	55,079
給与費支出	30,520
材料費支出	15,646
その他の業務活動による支出	8,913
投資活動による支出	1,206
有形固定資産の取得による支出	1,206
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	3,293
長期借入金の返済による支出	2,893
移行前地方債償還債務の償還による支出	328
その他の財務活動による支出	72
次期中期目標期間への繰越金	2,069

（注）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

1,000百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (2) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

料金は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付に要する診療費 国が定める労災診療費算定基準により算定した額
- (4) 非紹介患者初診及び再診加算料 健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき理事長が定める額
- (5) 個室使用料（希望により使用する場合に限る。） 別表に掲げる額
- (6) 健康診断料 前記(1)を基準として理事長が定める額とし、国民健康保険組合その他の団体等との間における診療契約に係る料金は、その契約の定めるところによる。
- (7) 分娩料 別表に掲げる額
- (8) 手数料 別表に掲げる額
- (9) (1)から(8)に掲げる以外のもの 理事長が別に定める額

2 消費税

消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る料金は、前記1において定める

額に消費税（地方消費税を含む。）を加えた額とする。

3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

4 延滞金

理事長は、督促を受けたものが、料金を納付する場合には、延滞金を徴収することができる。

5 その他

第10料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

別表

1 個室使用料

区分	単位	金額
準個室（4床室）	1日	2,000円を上限として理事長が定める額
一般個室	1日	8,000円
特別個室	1日	24,000円

2 分娩料

区分		金額	
帝王切開の場合		1胎につき	18万円
通常分娩の場合	平日	時間内	1胎につき 25万円
		時間外	1胎につき 30万円
		深夜	1胎につき 30万円
	休日	1胎につき	30万円
帝王切開及び通常分娩以外の場合	平日	時間内	1胎につき 16万円
		時間外	1胎につき 19万2,000円
		深夜	1胎につき 22万4,000円
	休日	1胎につき	22万4,000円

多胎の分娩をする場合の2胎目以降の分娩料は、1胎につき左欄の区分に応じ定める金額に2分の1を乗じて得た額とする。

(注1)「通常分娩」とは、第10料金に関する事項1(1)の規定により算定される療養、医療等を伴わない分娩をいう。

(注2)「時間内」とは、午前8時から午後6時までをいう。

(注3)「時間外」とは、(注2)及び(注4)に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。

(注4)「深夜」とは、午後10時から午前6時までをいう。

(注5)「休日」とは、次に定める日をいう。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(注6) 分娩料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。

3 手数料

区分	単位	金額
診断書料	1通につき	3,000円以上7,000円以下
証明書料	1通につき	1,000円以上2,000円以下
督促料	1通につき	100円

第11 その他長崎市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	1,246	長期借入金他

（注）各事業年度の施設及び設備に関する計画の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間 償 還 額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	328	1,284	1,612

イ 長期借入金償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間 償 還 額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	2,893	7,755	10,643

ウ 新病院整備等事業

（単位：百万円）

	事業期間	中期目標期間 事 業 費	次期以降 事 業 費	総事業費
新病院整備等 事業	令和2年度から 令和12年度まで	1,496	2,738	4,234

（注）事業期間は、中期目標期間以後の分について記載している。

3 積立金の処分に関する計画

なし